

特別徴収に係る異動届出書のご提出にあたって

○異動届出書の提出義務

退職、休職及び転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市区町村に異動届出書を提出しなければなりません。

(地方税法施行規則第9条の5)

異動届出書の提出が遅れた場合

- ・退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納となり、滞納処分の対象となります。
- ・退職者、休職者について普通徴収への切り替えが遅れることで、納税義務者（従業員）の方に対し、一度に多額の住民税の納付義務を負わせることとなります。

○異動届出書の訂正給与所得者異動届出書の記載誤りがあった際は、正しく記載したものを再度ご提出ください。

なお、「訂正」と赤字で分かりやすく記載のうえ、ご提出をお願いいたします。

○中途退職者の未徴収税額一括徴収のお願い

(1) 6月1日から12月31日までの退職者

本人の希望により、一括徴収をして納入してください。

(2) 1月1日から4月30日までの退職者

本人の希望の有無にかかわらず、退職日以降5月31日までに支払われる給与または退職金等が未徴収税額を超える場合は、一括徴収をして納入してください。

○退職、休職される従業員の方へのご説明（お願い）

※従業員の方に以下のことをご説明くださいますようお願いいたします。

特別徴収（給与からの引き落とし）されていた住民税は、退職等により給与からの引き落としができなくなるため、普通徴収（自分で納付する）に変更されます。

勤務先からの異動届出書を受理後、納税通知書を送付いたしますので、お近くの金融機関等で納付してください。

○異動届出書の提出が遅くなったら…

(1) 退職者、休職者で未徴収税額がある場合

退職、休職された従業員の方へ、異動届出書の提出が遅れている理由、普通徴収による納税義務が発生する旨を説明していただいたうえで、至急、北区役所税務課へ異動届出書をご提出ください。提出が遅れると、申請書を受理できない場合があります。くれぐれもご注意ください。

(2) 転勤者がいた場合

至急、北区役所税務課へ異動届出書をご提出ください。

《問い合わせ・提出先》

- 異動届出書の提出先、記載方法に関する問い合わせ

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

北区役所税務課課税部門 03-3908-1113（直通）

- 特別徴収の納入、滞納に関する問い合わせ

北区役所収納推進課 03-3908-1129（直通）